

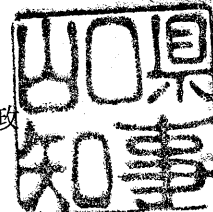
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地
氏 名 大谷化学工業株式会社
代表取締役 大谷勝己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 6 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 34 年 6 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月23日 更新許可

平成28年8月17日 変更許可 (特別管理産業廃棄物の種類の追加 (汚泥 (1,4-ジメチルピロリジン)、廃油 (1,4-ジメチルピロリジン)、廃酸 (1,4-ジメチルピロリジン)、廃アルカリ (1,4-ジメチルピロリジン)、廃水銀等))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ｸﾞﾗﾌﾏ、ｼﾞﾌﾞｼﾞﾝ、ｸﾞﾗﾌﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ﾍﾞﾝゼﾝ、1,4-ジキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ｸﾞﾗﾌﾏ、ｼﾞﾌﾞｼﾞﾝ、ｸﾞﾗﾌﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ｸﾞﾗﾌﾏ、ｼﾞﾌﾞｼﾞﾝ、ｸﾞﾗﾌﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 感染性産業廃棄物
廃石綿等
廃水銀等
以上10種類